

令和元年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会
定 例 会 議 録

1. 招集日時 令和元年8月1日(木)午後2時00分

1. 招集場所 君津市役所 9階 議会全員協議会室

1. 出席議員 12名

1番 田中 幸子 君	2番 近藤 忍 君
3番 大村 富良 君	4番 石井 宏子 君
5番 鈴木 良次 君	6番 小倉 靖幸 君
7番 小泉 義行 君	8番 平野 明彦 君
9番 鈴木 幹雄 君	10番 出口 清 君
11番 阿津 文男 君	12番 笹生 典之 君

1. 欠席議員 なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 渡 辺 芳 邦 君	副 管 理 者 高 橋 恭 市 君
監 査 委 員 鴫 田 源 一 君	会 計 管 理 者 鈴 木 美 代 子 君
事 務 局 長 高 岡 禎 暢 君	総 務 課 長 落 合 健 一 君
企 画 財 政 課 長 会 計 課 長 磯 部 純 一 君	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 所 長 小 泉 等 君

1. 職務のため出席した者の職氏名

書 記 長 岡 修 平	書 記 地 曳 雅 樹
書 記 友 野 千 明	

○議長(平野明彦君) 本日は、たいへんお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ここで、新たな組合議員を紹介いたします。本年5月14日付けで木更津市議会議長となられました、近藤忍君をご紹介します。

○(近藤忍君) 木更津市の近藤忍でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(平野明彦君) 同じく、本年5月14日付けで木更津市議会より当組合議員に選出されました、大村富良君をご紹介します。

○(大村富良君) 大村富良です。よろしくお願いいたします。

○議長(平野明彦君) 以上で、紹介を終わります。

◎開会及び開議 午後2時00分

○議長(平野明彦君) ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

◎議長の報告

○議長(平野明彦君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第121条の規定により、議長の出席要求に対する出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に監査委員から、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第235条の2第3項の規定により出納検査の結果報告書の提出があり、お手元に配布してあります。以上で、諸般の報告を終わります。

次に管理者より、令和元年7月9日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。なお、議案につきましてはお手元に配布のとおりでございます。

◎議事日程の決定

○議長(平野明彦君) 次に、本日の日程につきましては、会議規則第19条の規定により印刷配布してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承ください。

(参 照)

議 事 日 程	令和元年8月1日 午後2時00分 開会
日程第1	議席の指定
日程第2	会期の決定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	議案上程
日程第5	提案理由の説明
日程第6	議案審議(議案第8号ないし議案第15号)

◎日程第1 議席の指定

○議長(平野明彦君) 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条の規定により、近藤忍君を2番に、大村富良君を3番に指定いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(平野明彦君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(平野明彦君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、5番鈴木良次君、10番出口清君を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長(平野明彦君) ここで管理者から、招集のあいさつがあります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和元年8月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今回の定例会に提出いたします案件は、お手元の議案目録のとおり8議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げることといたしますが、十分にご審議をいただき、全議案とも原案どおり議決賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(平野明彦君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎日程第4 議案上程

○議長(平野明彦君) 日程第4、議案上程を行います。

送付されました議案第8号ないし議案第15号を一括上程いたします。なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますのでご了承願います。

(参 照)

君広総第308号

令和元年7月9日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議長 平野 明彦 様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡辺 芳邦

令和元年8月組合議会定例会に係る議案の送付について

令和元年8月1日開会の組合議会定例会に係る下記の議案を送付いたします。

記

議案第8号 平成30年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について

議案第9号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

議案第10号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 天羽養護老人ホームの指定管理者の指定について

議案第15号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

◎日程第5 提案理由の説明

○議長(平野明彦君) 次に、日程第5、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日ご提案をいたしました案件は、議案第8号から第15号までの8議案でございます。

す。以下その案件につきまして、順次提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第8号 平成30年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてでございます。平成30年度の一般会計について、監査委員の意見を付して議会の認定を受けようとするものでございます。

次に、議案第9号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第1号でございます。歳入歳出予算の総額に1,316万2千円を追加し、補正後の予算総額を7億8,928万9千円にしようとするものでございます。

次に、議案第10号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、職員の失職の特例を定めるため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。児童福祉法の一部を改正する法律並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第12号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。消費税率及び地方消費税率の改定等に伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本組合の一般職の職員の超過勤務命令の上限等を定めるため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第14号 天羽養護老人ホームの指定管理者の指定についてでございます。天羽養護老人ホームの指定管理者を指定しようとするため、地方自治法第292条の規定により準用する第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第15号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総

合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり認定、可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく、お願いいたします。

◎日程第6 議案審議

○議長(平野明彦君) 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、日程第6議案審議を行います。初めに、議案第8号 平成30年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第8号 平成30年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

別冊の平成30年度君津郡市広域市町村圏事務組合決算書の4ページと5ページをご覧ください。歳入よりご説明申し上げます。表の1番下歳入合計は、予算現額7億9,534万6千円に対しまして、収入済額は7億9,456万8,789円で、予算現額と比較しますと77万7,211円の不足となっております。

科目別に主なものをご説明いたします。表の1番上1款分担金及び負担金ですが、これは構成4市からの負担金と天羽養護老人ホーム措置費負担金及び児童発達支援センターの給付費負担金で、収入済額は6億9,838万2,033円で、予算現額との比較では、10万3,967円の不足となっております。

主な理由といたしましては、児童発達支援センターの給付費負担金について、児童の所在市が平成31年3月分の費用を国民健康保険団体連合会に請求するにあたり、2名分の登録を漏らしてしまったことにより、収入未済額として計上されている12万5,786円が平成30年度の収入にならなかったことなどによるものでございます。なお、この収入未済に係る負担金につきましては、6月以降に既に収入となっております。

次に表の2段目、2款使用料及び手数料ですが、主な収入は児童福祉施設使用料及び

夜間急病診療所使用料でございます。収入済額は3,062万1,710円で、予算現額との比較では、67万3,290円の不足となっております。

主な理由ですが、夜間急病診療所の利用者が見込みより減少したこと、及び児童福祉施設使用料に不納欠損が生じたことなどによるものでございます。

なお、不納欠損額3万1千円につきましては、昨年の8月議会で報告をさせていただいたところですが、児童発達支援センター利用者の保護者が生活保護受給者となり、時効期間を経過したことから債権放棄を行ったものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。6ページと7ページをご覧ください。表の1番下、歳出合計は予算現額7億9,534万6千円に対しまして、支出済額は7億4,715万7,878円で、執行率は93.9%となっております。

歳出の主なものとしましては、一般職の職員38名と特別職の職員の人件費で2億8,646万4,364円、歳出に占める割合は、38.3%でございます。

次に表の3段目、3款民生費の支出済額3億5,004万4,791円は、人件費を含んだ社会福祉法人監査費用、児童発達支援センターに係る経費、及び天羽養護老人ホームの運営に係る経費でございます。経費のうち天羽養護老人ホームの指定管理料として、1億5,266万2千円を支出しております。

次に表の4段目、4款衛生費の支出済額は2億3,038万4,300円で、主なものとして、夜間急病診療所の経費として5,141万2,021円、二次待機施設の経費として1億7,556万円をそれぞれ支出しております。

次に表の5段目、5款教育費の支出済額は689万4,611円で、人件費を含んだ結核対策委員会及び視聴覚教材センターに係る経費が主なものでございます。

また、主な不用額でございますが、3款民生費601万7,209円は、児童発達支援センター職員の育児休暇により給与が支払われなかったことなどでございます。なお、表の下の枠外の歳入歳出差引残額は4,741万911円で、すべて令和元年度への繰越金となります。

詳細につきましては、12ページから25ページまでの歳入歳出決算事項別明細書のとおりでございます。また、29ページに実質収支に関する調書を、34ページから36ページまでに財産に関する調書を、37ページから44ページまでに主要施策成果説明書を記載してございます。私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりました。次に、平成30年度君津郡市広域市

町村圏事務組合歳入歳出決算審査意見書が提出されておりますので、監査委員の報告を求めます。

鴫田監査委員。

○監査委員(鴫田源一君) ただいま認定に付されております、平成30年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計の決算審査の概要につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づいて審査に付された、平成30年度一般会計の歳入歳出決算審査結果につきましては、お手元に配布いたしております決算審査意見書のとおりでございます。

審査に当たりましては、財務に関する事務は関係法令に適合しているか、決算の計数は正確であるか、また、地方自治法第2条第14項及び同条第15項並びに地方財政法第4条の趣旨に基づいて予算が執行なされているかなどを審査の主眼に置き、関係書類の照合精査及び関係職員から詳細な説明を聴取し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果につきましては、関係書類は各法令に準拠して作成されており、決算に関する計数は正確で、予算は適正かつ効率的に執行され、概ね所期の目的を達成しているものと認めた次第でございます。以上簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長(平野明彦君) 決算審査の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第8号 平成30年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第9号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第9号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を申し上げます。

別冊の令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書の1ページをご覧ください。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,316万2千円を追加し、予算の総額を7億8,928万9千円にしようとするものです。

次に、8ページをご覧ください。まず歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項負担金2目養護老人ホーム措置費負担金75万2千円の増額につきましては、昨年11月に入所した入所者1名に係る平成30年12月から平成31年3月分の措置費負担金を、本来木更津市に請求すべきところを誤って富津市に請求してしまっていたため、木更津市から受け入れる過年度措置費負担金を予算計上しようとするものでございます。

次に、4款1項1目繰越金1,241万円の増額につきましては、先ほど平成30年度決算にてご説明いたしました歳計剰余金と令和元年度当初予算額との差額を、繰越金に計上しようとするものでございます。

次に、9ページからの歳出でございますが、各款の共通の補正といたしまして一般職人件費の補正でございます。先の4月1日付け人事異動により生じた増減額が主なものであり、一般職人件費全体では2,588万2千円の減額となっております。

一般職人件費以外の補正ですが、9ページ中段の表をご覧ください。2款総務費1項総務管理費4目財産管理費12万9千円の増額は、教育委員会廃止に伴い売却できなかった不用品などの廃棄に係る費用を追加し計上しようとするものでございます。

10ページ上段の表をご覧ください。3款民生費2項児童福祉費2目児童福祉施設費31万5千円の増額は、昨年年度途中で退職した理学療法士に代わり、児童発達支援センターにおける機能訓練を君津中央病院に委託するための費用を計上しようとするものでございます。

10ページ中段の表をご覧ください。3款民生費3項老人福祉費1目老人福祉総務費の75万4千円の増額は、先ほど歳入のところで説明いたしました措置費の請求誤りによる老人ホーム措置費負担金の還付に係る費用を計上しようとするものでございます。

11ページの5款1項1目予備費については、歳入補正増額分から歳出補正額を差し引いた3,784万6千円を予備費に計上しようとするものでございます。私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 質疑はございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第9号 令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第10号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。改正の内容でございますが、第1条の目的規定に職員の意に反する降給の事由、及び降任、降給、免職及び休職の手続及び効果にそれぞれ根拠条文を規定するとともに、新たに失職の特例について規定しようとするものでございます。

また、第6条の新設に伴い、現行の第6条を1条繰り下げ第7条にし、第5条の次に新しい第6条として失職の特例規定を設けるものでございます。

職員が禁錮以上の刑に処せられた場合には、当組合の懲戒処分の基準に関わらず地方公務員法第16条の規定により失職となるところですが、地方公務員法第28条第4項は条例により失職の例外を定めることができることとしていることから、第6条第1項に禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑の執行猶予の言渡しを受けた者についてはその刑に係る罪が公務上のもの又は通勤によるものであり、かつ、過失によるものであるときは、情状により特に必要があると認めるときは当該職員がその職を失わないものとするすることができる規定を定めようとするものでございます。

なお、同条第2項では、第1項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、

刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取り消しの日にその職を失うとするものでございます。この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、新旧対照表は議案参考資料の1ページをご覧ください。私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第10号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。今回の改正は君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例が参照する児童福祉法の規定が、平成26年の一部改正により第6条の2が第6条の2の2となり、平成28年の一部改正により第6条の2の2、5項及び6項が、それぞれ6項及び7項となったことに伴う、参照条文のずれを改めようとするものでございます。

改正内容でございますが、3条第1号の第6条の2第2項を第6条の2の2第2項に、同条第2号の第6条の2第5項を第6条の2の2第6項に、同条第3号の第6条の2第6項を第6条の2の2第7項に改めようとするもので、公布の日から施行しようとする

ものでございます。

なお、新旧対照表は議案参考資料の2ページをご覧ください。私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第12号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の4ページ及び5ページをご覧ください。この条例は消費税率及び地方消費税率の改定等に伴い、使用料等の改定をしようとするものでございます。

第1条は、君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正で、夜間急病診療所における消費税が課される診療に係る料金については、100分の108を乗じて得た額という表現を消費税等相当額を加えた額という表現に改め、文書料については、現行の金額を1.08で割り返した額に対して消費税等相当額を加えた額にしようとするものです。

第2条は君津郡市広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の一部改正で、行政財産の使用料について100分の108を乗じて得た額という表現を、消費税等相当額を加

えた額という表現に改めようとするものでございます。

附則第1項は、この条例の施行日を令和元年10月1日にしようとするものでございます。附則第2項は、君津郡市夜間急病診療所の文書料について、附則第3項は、君津郡市広域市町村圏事務組合行政財産使用料について、それぞれ経過措置を規定しようとするものでございます。

なお、新旧対照表は議案参考資料の3ページから6ページをご覧ください。私からの補足説明は、以上でございます。

○議 長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議 長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議 長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第12号 君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議 長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。この条例は職員の超過勤務命令の上限等、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する定めを規則に委任しようとするものでございます。

なお、この条例の委任を受けた規則に規定しようする内容ですが、人事院規則に倣い1か月あたりの超過勤務命令の上限を45時間、1年あたりの上限を360時間にする予定でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、新旧対照表は議案参考資料の7ページをご覧ください。私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第13号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号 天羽養護老人ホームの指定管理者の指定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第14号 天羽養護老人ホームの指定管理者の指定についての補足説明を申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。天羽養護老人ホームにつきましては、令和3年3月31日をもって廃止し、現在の指定管理者である社会福祉法人あたご会が入所者を引き継ぐことが決まっております。

このことから、今回の指定管理者の指定につきましては、公募によらず現在の指定管理者であり、かつ、令和3年度から入所者を引き受ける社会福祉法人あたご会を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間の指定管理者として、指定しようとするものでございます。

なお、議案参考資料8ページに、指定管理者に指定しようとする団体の概要を記載してございます。私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第14号 天羽養護老人ホームの指定管理者の指定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第15号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての補足説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。本協議につきましては、令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散することに伴い、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体が減少すること、及びこのことにより当該組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る団体に関する規定から、香取市東庄町病院組合を削除する改正をしようとするものでございます。この規約は、令和元年9月1日から施行しようとするものでございます。

なお、新旧対照表は議案参考資料の9ページをご覧ください。私からの補足説明は、以上でございます。

○議長(平野明彦君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 質疑もございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(平野明彦君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第15号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議 長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議 長(平野明彦君) 以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○議 長(平野明彦君) ここで閉会にあたりまして、管理者からあいさつがあります。
渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 令和元年8月組合議会定例会の閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には慎重なるご審議をいただき、提出いたしました全ての議案につきまして原案どおり議決いただきまして、誠にありがとうございました。

本組合の運営につきまして、今後とも皆様のご支援、ご協力をお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長(平野明彦君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎閉 会

○議 長(平野明彦君) これをもちまして、令和元年8月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。どうもご苦労さまでございました。

午後2時36分 閉会